

「茨木版共創」デザインブック作成等支援業務委託 仕様書

この仕様書は、「茨木版共創」デザインブック作成等支援業務委託について、業務の内容及び受託者が遵守しなければならない仕様を示すものである。

1 件名

「茨木版共創」デザインブック作成等支援業務委託

2 業務の目的

茨木市（以下、「市」という。）では、市民、団体、大学、学生、民間事業者など、多様な主体との連携による課題解決や新たな価値を創造するための取組みが進んでいるが、市全体で効果的な共創施策を推進するにあたっては、本市の特徴を捉えた考え方や方向性を明確にする必要がある。

そこで、市が共創施策を進める際の考え方をビジュアル化する「茨木版共創」デザインブックを、令和6年度に作成したデザインブックの骨子をもとに、民間事業者や大学など一層の連携が必要な主体との共創イメージも継続して検討しながら、本業務のなかで令和7年度中にまとめるものである。

3 委託する業務の内容

ア 民間事業者・大学との関わり方の検討等

a. テーマ及び参加条件の検討・立案

民間事業者・大学が強みを活かして主体的に共創の取組みに参加できる企画テーマを検討、立案する。

なお、その際の企画テーマは、受託事業者が提案したテーマに加え、市が設定するテーマなども含め、双方協議して実施内容を決定するものとする。

b. 企画運営支援

a. を踏まえた民間事業者・大学に特化した企画の運営支援を行う。

イ 「茨木版共創」の検討及び骨子を前提とした素案作成

昨年度までの市の取組みも踏まえつつ、アの経過や結果の分析を盛り込んだデザインブックの素案を作成する。なお、素案は令和7年11月中の作成を想定。

（別紙：デザインブック骨子、「茨木版共創」の考察資料）

ウ 「茨木版共創」デザインブック配布用の冊子作成

デザインブックの素案をもとに内容をまとめ、冊子として完成させる。

エ その他支援業務

以下の項目については、本市と協議のうえ、必要に応じて実施する。

- ・協議打合せ（月 1 回程度を想定）
- ・業務報告書作成
- ・受託者が提案する効果的な事項（独自提案）

※ただし、提案限度価格内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

4 成果品

本業務の成果品として、次のものを提出する。編集については、市担当者と十分協議することとし、紙媒体のほか電子データ（CD-R に入力）でも納品すること。

- (1) 業務報告書 3 部
- (2) 業務報告書を記録した電子媒体 一式
- (3) 完成版冊子「茨木版共創デザインブック（仮）」
A 5 サイズ、20 頁程度、3,000 部以上

5 契約期間

本業務の契約期間は、令和 7 年 6 月 20 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

6 委託料の支払い

本業務の委託料は、全額を業務終了後に支払う。

7 その他遵守事項

- (1) 成果品にかかる著作権は茨木市に帰属することとする。
- (2) 業務が完了し、または契約期間の満了後であっても、内部に不備・不完全な部分が発見された場合は、受託者の負担と責任で直ちに補正すること。
- (3) 本仕様書記載事項及び本業務遂行上疑義が生じたときは、速やかに市と協議し、本業務に支障のないよう努めなければならない。
- (4) 本仕様書は、本業務の概要を示すものであり、本仕様書に明記が無い事項については市と協議の上これを決定する。